



見直しましょう 家電4品目の処分方法

次の家電4品目を正しく処分することができていますか。無許可の回収業者に依頼すると、不法投棄や不適正処理されたり、高額な処理料金を請求されたりすることがあります。次の手順に沿って、正しく処分するようにしましょう。

●家電4品目とは

▼エアコン ▼テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ) ▼冷蔵庫・冷凍庫・保冷庫・冷温庫 ▼洗濯機・衣類乾燥機

●処分方法 次のいずれかの方法で処分してください。

①家電小売店に依頼

直接、小売店と費用や引き取りの相談をしてください。

②一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼

町が許可している業者に依頼し、費用を支払って引き渡してください。費用は業者にお問い合わせください。

町が許可している業者は、町ホームページと町民課で確認することができます。

③指定引取場所に持ち込み

次の①～③の手順で持ち込んでください。

①郵便局で「家電リサイクル券」の手続きをする

郵便局にある「家電リサイクル券」に、廃棄する家電の

メーカー名など必要事項を記入してください。

②リサイクル料金の振り込み

郵便局かゆうちょ銀行で料金を振り込んでください。家電の型式や容量により料金も異なります。料金は郵便局のほか、家電リサイクルセンターのホームページ(http://www.rkc.aeha.or.jp/text/p_index.html)で確認できます。

③指定引取場所に持ち込み

廃棄する家電の向かって右側上部(液晶式、プラズマ式テレビは背面左上部)にリサイクル券をはり、次の指定引取場所へ持ち込んでください。

▼金城産業(株)

松山市北吉田町349-1

☎972-3303

▼四国西濃運輸(株)松山支店

東温市上村甲980

☎990-1313

④町に依頼

「③指定引取場所に持ち込み」の①②と同様の手順でリサイクル料金を振り込んだ後、町民課で「特定家庭用機器廃棄物収集運搬申込書」を記入し、提出してください。その後、運搬手数料(2600円)を支払い、指定日に道路に面した場所に出してください。

問町民課ごみ対策係

☎985-4117

10月1日は「浄化槽の日」 浄化槽の維持管理を見直そう

「浄化槽の日」は、浄化槽の設置や管理方法などを定めた浄化槽法が、昭和60年10月1日に全面施行されたことで制定されました。

●浄化槽の適正な維持管理を

合併浄化槽は、町の水環境保全のために重要な施設です。微生物が分解する働きを利用して、台所やトイレなどから出る汚水をきれいにしています。

現在販売している合併浄化槽の性能は、単独浄化槽に比べ格段に良くなっており、下水処理場の二次処理と同程度の処理ができます。しかし、適正な維持管理を行わないと、汚れた水が流れ出します。

管理者は、法律で義務付けられている①保守点検②清掃③法定検査を忘れずに行いましょう。

問公益社団法人愛媛県浄化槽協会 ☎925-2661

●浄化槽設置整備事業補助金

町は、下水道事業認可区域外の地域で合併浄化槽を設置するとき、工事の一部を補助しています。詳しくは、お問い合わせください。

問上下水道課業務係 ☎985-4126

井戸水の検査をしましょう

不衛生な井戸水を飲むと、健康を損なうことがあります。飲用井戸の安全確保は、設置者が行う必要があります。次の点に気を付けて適正な管理に努めましょう。

●井戸の衛生的な管理を

井戸やその周辺は、みだりに人や動物が入らないようにし、周辺の点検を定期的に行って清潔保持に努めましょう。

●水質検査を行いましょう

- ・水の色、濁りや味、においなどに注意し、年1回以上、水質検査を受けましょう。
- ・異常があれば飲用を中止し、必要な水質検査を行い、安全を確認しましょう。

問県中予保健所 ☎941-1111

愛媛県立衛生環境研究所 ☎931-8757

愛媛県総合保健協会 ☎987-8206